

身近な行政

区議会

区議会事務局

☎ 5722-9414 FAX 5722-9335

区議会は区の議決機関で、区民から直接選挙された議員によって構成されています。議決権、調査権、意見書提出権のほか、請願・陳情の審査などの権限を持っています。定例会は2・6・9・11月の年4回開催され、必要に応じて臨時会が開催されます。議員は36人(条例定数)で、任期は4年です。

●請願・陳情

請願・陳情は区政に関する事柄等について、皆さんが直接、区議会に要望できる制度です。

請願は憲法で保障された権利であり、地方自治法に基づき議員の紹介が必要です。議員の紹介がない要望等は陳情となりますが、目黒区議会では原則として請願と同様に扱っています。

提出の際は、目黒区議会議長あて、①提出年月日・件名・請願(陳情)の趣旨と事項を文書(邦文)で、②提出者の署名または記名押印の上、住所・電話番号を記載し、区議会事務局までお持ちください。郵送によるものは原則として審査を行いません。詳細はお問い合わせください。

●傍聴

区議会本会議および委員会の傍聴を希望されるかたは、会議当日、区議会事務局にお越しください。車椅子での傍聴もできます。手話通訳を希望されるかたは、傍聴希望日の1週間前までに区議会事務局へご連絡ください。

なお、本会議、予算・決算特別委員会はインターネットでのライブ・録画配信をしています。ご利用ください。

選挙権と選挙人名簿の登録

選挙管理委員会事務局

☎ 5722-9299 FAX 5722-9334

選挙権は、日本国民で満18歳以上のかたにあります。ただし、実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙管理委員会では、定時登録(3・6・9・12月に行う)と選挙時登録(選挙の都度行う)の際に、次の登録要件に該当するかたを選挙人名簿に登録します。

●登録要件

年齢が満18歳以上の日本国民で、目黒区に住み票が作成されてから(転入の届け出をした日から)引き続き3カ月以上目黒区内に住居があるかた。

投票

選挙管理委員会事務局

☎ 5722-9299 FAX 5722-9334

●投票日当日の投票

目黒区選挙人名簿に登録されており、投票日当日に選挙権があると見込まれるかたには、入場整理券が郵送されます。区内には38カ所の投票所があり、投票所は、投票区域別にそれぞれ決められています(入場整理券に記載されています)。

投票時間は7時～20時です。

●期日前投票・不在者投票

投票日に用事などで投票所へ行けないかたは、期日前投票などができます。

投票期間および時間は、公示・告示日の翌日から投票日の前日までの8時30分～20時です(ただし、期間については期日前投票所によって異なる場合があります)。

不在者投票指定施設(都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなど)に入院・入所中の場合、その場所で投票することができます。施設長などにお申し出ください。

ご注意

投票に出掛けるときは、入場整理券をお持ちください。なお、入場整理券を持参しなかった場合は、選挙人名簿と照合の上、投票できます。

投票には次のような制度もあります。

●点字投票

目の不自由なかたは、点字器を使って投票できます。

●代理投票

本人が投票所にいる場合で、けがや心身の障害などで投票用紙に記載できないかたは、係員が選挙人の意思を確認して代筆します。投票の秘密は厳守します。

※家族などが代理で投票することはできません。

●郵便等による不在者投票(自宅などでの投票)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちのかたで法律に定める障害の程度・要介護度に該当するかたは、郵便などで投票できます。その際には、郵便等投票証明書が必要となりますので、あらかじめ選挙管理委員会で手続きを済ませておいてください。

なお、手続などに日数がかかりますので、前もって選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

住民監査請求

監査事務局

☎ 5722-9073 FAX 5722-9465

区の執行機関または区の職員の違法・不当な財務会計上の行為について、区民は監査委員に監査を求め、必要な措置を請求することができます。なお、その結果に不満があれば、さらに裁判所に申し立てることができます。

●請求できる人

目黒区の住民であれば、1人でも監査請求することができます。個人・法人は問いません。

●請求の手続

監査請求する事柄について、書面を作成して申し出てください。また、その事実を証明する書面を添付する必要があります。

区政について調べたいとき

▶ 区民の声課 区政情報コーナー
☎ 5722-9480 FAX 5722-9395

区政情報コーナーでは、区の資料、区政に関連のある国・都・特別区などの刊行物等を閲覧できます。貸し出しや、区の刊行物の販売も行っています。

●資料などの貸し出し

本人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証など）をお持ちください。

1人3冊まで、2週間お貸しします。

●行政情報端末の閲覧

各種行政情報の閲覧用にインターネット端末を設置しています（行政情報以外の閲覧はできません）。

●コピー（有料）

区政情報コーナー内の資料に限り、著作権法の範囲内でコピーが可能です。

●利用時間

月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）の9時～17時

情報公開制度

▶ 行政情報マネジメント課
☎ 5722-9622 FAX 5722-8674

区が保有する情報を、必要ときに開示請求できる区民の権利を保障するとともに、公表や提供を行う制度です。

区の各機関（区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員）と区議会で開示制度を実施しています。

●開示請求できるかた

- ・区内に住所のある個人および法人、その他の団体
- ・区内に通勤・通学するかた
- ・区の情報を必要とする理由が明らかにできるかた

●開示請求の対象となる行政情報

- ・職員が職務上作成または取得した文書・図面・マイクロフィルム等で区が組織的に保有している情報

※個人情報や区民全体の利益を守るなどの目的のため開示できないものもあります。

●開示請求の方法

必要な情報を保有している課に対して開示請求をしてください。

請求日の翌日から14日以内に開示・不開示等を決定し、お知らせします。

なお、情報を保有する課が不明な場合は行政情報マネジメント課にお問い合わせください。

●費用

閲覧は無料です。写しが必要な場合は、複写実費・郵送料等が必要です。

●開示・不開示等の決定に不満があるとき

区の決定に不満があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。

審査請求は、第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会が審査します。

個人情報保護制度

▶ 行政情報マネジメント課
☎ 5722-9622 FAX 5722-8674

区が保有する区民等の個人情報を保護し、自分の個人情報をコントロールする権利を保障した制度です。

●基本的ルール

- ・個人情報は、利用目的を明らかにして、収集する
- ・個人情報を適切に管理するため、情報セキュリティ基本方針などを定め、情報漏えいなどの防止対策を行う
- ・目的外利用、外部提供は、原則法令に基づく場合や本人の同意がある場合に行う

●自分の個人情報のコントロール

区が保有する自分の個人情報について、次の請求ができます

- ・開示請求
- ・自分の個人情報に誤りを発見したときの訂正
- ・収集のルールに反して区が個人情報を収集しているときの消去
- ・利用のルールに反して目的外利用や外部提供を行っているときの利用の停止

●請求できるかた

- ・本人
- ・本人が未成年者または成年被後見人である場合の、当該本人の法定代理人
- ・本人が定める任意代理人

●請求の方法

必要な情報を保有している課に対して開示等の請求をしてください。

開示請求日の翌日から14日以内に開示・不開示等を決定し、お知らせします。

訂正等の請求は請求日の翌日から19日以内に可否を決定し、お知らせします。

なお、区がどのような個人情報を保有しているかは、区のウェブサイト、区政情報コーナーで確認することができます。

●費用

閲覧は無料です。写しが必要な場合は、複写実費・郵送料等が必要です。

●開示・訂正等の決定に不満があるとき

区の決定に不満があるときは、決定の通知を受けた日の翌日から3か月以内に審査請求をすることができます。

審査請求は、第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会が審査します。

広報（めぐろ区報）



広報課

☎ 5722-9486 FAX 5722-8674

毎月1日、15日発行で、区の施策・事業・行事などをお知らせしています。区内の全戸に配布するほか、地区サービス事務所など区の主な施設、郵便局、信用金庫、一部の大手スーパーマーケット、一部のコンビニエンスストア、区内の駅にある広報スタンドなどにも置いてあります。

ウェブサイトでは、PDF版をご覧になれるほか、音声版をお聴きになれます。

このほか、スマートフォンのアプリケーション「Catalog Pocket(カタログポケット)」により電子書籍多言語版が閲覧できます。アプリケーションは下のコードからダウンロードできます。



iOS版



Android版

●めぐろ区報デジター版 参照▶ P54

ウェブサイト



広報課

☎ 5722-8702 FAX 5722-8674

区からのお知らせやイベントカレンダーの閲覧、各種申請書のダウンロードができます。

自動翻訳により、英語、中国語、韓国語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、マレー語、オランダ語、スウェーデン語、タガログ語、ポーランド語、ウクライナ語に対応しています。

ウェブサイト URL <https://www.city.meguro.tokyo.jp/>



ウェブサイトのQRコード

SNS

広報課



☎ 5722-8702 FAX 5722-8674

DX 戦略課 DX 戦略係

☎ 5722-9245 FAX 5721-7810

●X(エックス/旧Twitter) (広報課)

目黒区広報課が、区のお知らせやイベント情報、地域の話題などをお届けします。

URL https://twitter.com/meguro_city/



XのQRコード

●YouTube(目黒区公式チャンネルめぐろTV) (広報課)

「めぐろTV」は、目黒区が運営する公式チャンネルです。目黒区の魅力や、区民の皆さまの役に立つ情報などを動画で配信します。

URL <https://www.youtube.com/channel/UCe4xvV4ZTQ8PFVzbUuVB0xQ>



YouTubeのQRコード

●LINE(DX戦略課)

区のお知らせやイベント情報の配信、道路等の不具合の通報、行政サービスの手続きや制度についての問合せ対応などの機能があります。

URL <https://lin.ee/wFodtoU>



目黒区公式LINE友だち登録はこちら

防災気象情報のメール自動配信



道路公園課 補修調整係

☎ 5722-9775 FAX 3712-5129

配信を希望する区民等に区内の異常気象等の防災気象情報(気象庁等から発表される警報・注意報等)をメールにより自動配信するサービスを行っています。詳細は、区のウェブサイトの検索でページID検索【5792】を入力するか、下記のコードを読み取りご確認ください。



広聴



区民の声課

☎ 5722-9416 FAX 5722-9395

区政に関する意見・要望・苦情などを次の方法でお聴きし、区政に反映させていきます。

●区長へのはがき

区長あての受取人払いのはがきが地区サービス事務所、住区センターなどにあります。

●陳情

団体からの要望や署名などをお受けしています。

●投書

手紙やはがきを郵送、または区の主な施設に置いてある区民の声ポストに投函してください。

●電話・FAX

☎5722-9416 FAX5722-9395

●区長へのメール

ウェブサイト(<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>)の「区長へのメール」から送信してください。

●面談

区民の声課窓口で直接ご意見をお聴きします。

区への寄付



秘書課

☎ 5722-9152 FAX 3716-7093

区への寄付金は秘書課で受け付けています。
なお、寄付については税制上の優遇措置が受けられます。

男女平等



男女平等・共同参画センター

☎ 5722-9601 FAX 5721-8574

●男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)

職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントや、男女平等や性の多様性を尊重する視点が欠けていると思われる区の施策など、「男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり」の推進を阻害する事項について、相談や申し出を受けています。

申し出を受けると、専門家が公平・公正な立場で迅速に調査を行い、必要に応じて相手方に指導や是正勧告を行います。プライバシーは厳守します。

参照▶ P17「男女平等・共同参画オンブズ(苦情処理機関)相談(予約制)」

●男女平等・共同参画センター **参照**▶ P93

●女性のための相談 **参照**▶ P18

関連情報

目黒区総合庁舎ウェディング

総務課 庁舎管理係

☎5722-6107 FAX5722-9315

建築家村野藤吾氏(昭和42年文化勲章受章者)の代表作として文化的価値を有する目黒区総合庁舎を結婚式およびフォトウェディングの会場として利用できます。結婚式およびフォトウェディングの企画・運営は区が選定した事業者が行います。ご利用可能日時などの詳細は、総務課へお問い合わせいただくか、ウェブサイトをご覧ください。



螺旋階段



南口エントランス

関連情報

区の刊行物を購入したいとき

文化や歴史を紹介する本、計画書などを販売しています。
最新情報はウェブサイトをご覧ください。

- ガイドブックなど
めぐろのいきもの80選(400円)、みどりの散歩道コースガイド(300円)、目黒区文化財マップ(100円)ほか
- 写真集
目黒の風景100年(1,000円)ほか
- 計画書など
目黒区基本構想(100円)、目黒区基本計画(500円)ほか

〈販売場所〉

総合庁舎本館1階 区民の声課 区政情報コーナー(☎5722-9480 FAX5722-9395)など

